

令和2年6月24日

保護者の皆様へ

流山市長 井崎 義治

7月1日以降の保育施設の対応について

本市では令和2年6月30日までを期間として、可能な範囲での登園自粛への協力を要請しているところです。多くの皆様のご理解、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

今般、千葉県においてもすべての休業要請が解除されたことなどの状況を踏まえ、7月1日以降の対応を下記のとおりとしましたのでお知らせします。

記

1 保育所等の登園自粛要請の解除について

(1) 7月1日(水)から登園自粛の要請を解除しますが、登園に際しては、引き続き次の事項にご注意ください。

- ・保育所等ではコロナウイルス感染防止対策として、手洗いの徹底や、保育室の使い方、遊び方を工夫し、園内やおもちゃの消毒を実施します。また、園児の体調の変化を丁寧に観察します。保育所等では園児の安全を守る最大限の努力をしますが、保育所等は、抵抗力の弱い低年齢のお子さまの集団生活の場であるため、完全にリスクを回避することはできません。
- ・登園前には、家庭での健康観察を確実にを行い、園児又は家族がコロナウイルス感染症を疑われる体調不良等の場合は登園をお控えください。
- ・感染予防には、手洗い等の徹底と十分な休息が必要です。登園自粛要請は解除となりますが、家庭での保育が可能な場合や、お仕事が早く終わった時の早めのお迎えなど、皆様のご協力をお願いします。
- ・ご家族の皆様の体調管理にも十分ご留意ください。園児または家族がPCR検査等を受けられた際は、保育所等にご連絡をお願いします。
- ・登園自粛の継続が必要な場合には、保育課までご相談ください。

2 行事等について

プール・遠足などの行事の実施については、各園で感染防止対策が十分に講じられるかをよく検討した上で、各園の判断により延期、中止となる場合があります。

3 認定期間の延長について

登園自粛要請期間の延長に伴い、家庭保育にご協力くださった方については、下記のとおり認定期間の延長を認めます。

(1) 育児休業期間の延長：8月1日までに復職

(2) 求職活動期間の延長：8月末までに就労

※その他やむを得ない事情がある方は、保育課までご相談ください。

4 送迎保育ステーション事業について

感染拡大防止の観点から、バス車内の消毒、換気等を徹底して行っておりますが、バス車内が密になることを防ぐために、送迎についてご調整が可能な方におかれましては、なるべく送迎保育ステーションの利用を控えていただきますよう、引き続きご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市子ども家庭部保育課

電話：04-7150-6124(直通)